



長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第67号)

配信日 平成26年6月6日

床下換気扇から火災が発生すると偽る訪問業者に注意！

〈相談事例〉

突然、見知らぬ業者が訪ねて来て、「長崎の三重町、県央の小長井町にて床下換気扇から発火して火災が発生した。行政が撤去の命令を出している。お宅の床下換気扇を見せてほしい。」と言われた。不審に思い消費者センターへ連絡した。
…長崎市消費者センターから消防局に確認したところ、長崎市では過去10年間、小長井地区では過去数年間床下換気扇が原因の火災は発生していないとのことだった。

〈消費者センターからのアドバイス〉

- これは点検と言って消費者に近づき高額な工事等を契約させる点検商法という手口で、ありもしない事故をでっちあげて不安を煽る悪質な事例です。知らない業者は安易に家にあげないようにしましょう。
- 契約が必要かどうかは、業者の話をうのみにせず、家族等にも相談し他の事業者にも点検や見積書を依頼するなど十分に検討しましょう。
- 訪問販売などで契約した場合、法律に定められた契約書面を受けとった日から8日以内であればクーリング・オフ(無条件契約解除)ができます。また、嘘の説明など事業者の不適切な勧誘による契約も取り消しできる場合があります。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)